

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：函館市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.7%
全職員	73.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.7%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.6%
31～35年	92.8%
26～30年	95.6%
21～25年	94.6%
16～20年	87.6%
11～15年	87.8%
6～10年	90.8%
1～5年	94.4%

【説明欄】

- ・2(1) 本庁課長補佐相当職については、該当する職員が存在しない。
- ・全職員に係る情報のうち「任期の定めのない常勤職員」については、扶養手当の総額に占める男性の割合は92.3%、住居手当の総額に占める男性の割合は70.0%であり、差異の要因の一つとなっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員のうち」、32.0%が女性である一方で、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、71.2%が女性であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。
- ・勤続期間36年以上においては、管理職手当の男性支給割合が高く、手当の受給者に占める男性の割合は85.7%であり、差異の要因の一つとなっている。

・勤続年数 16 年～20 年および勤続年数 11 年～15 年においては、給与水準が高い医師について、男性の割合が 100%となっていることが、差異の要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。